

令和4年第2回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和4年 6月10日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。

本日、令和4年第2回定例会が招集されましたところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

なお、お知らせしておきますが、片岡議員より、町長行政報告終了後、病氣治療のため退席されます。ご了承いただきたいと思います。

々

これより、令和4年第2回川本町議会定例会を開会いたします。

それではただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長におきまして、5番木村議員、6番石川議員を指名いたします。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配付しております、「審議予定表(案)」のとおり、本日11日から15日までの6日間とし、本日は諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明を行います。

々

引き続き全員協議会を開催し、議案の全体審議の質疑、提出議題の協議を行います。終了後、産建教民常任委員会を開催し、その終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。議会運営委員会終了後、町内施設等の視察を予定しております。

々

13日は、休会といたします。

々

14日は、午前9時00分より一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

々

最終日の15日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決となります。

- 議 長 以上、この予定表（案）のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日１０日から１５日までの６日間とすることに決定いたしました。
- 々 なお、一般質問の通告は、本日の午後１時までとしておりますので申し上げます。
- 々 お諮りいたします。
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどについては、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように決定いたしました。
- 々 日程第３、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧ください。
- 々 以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第４、「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。
- 番外 野坂町長 皆さん、おはようございます。令和４年第２回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。
町民の皆様には、感染症対策の徹底に、ご理解とご協力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。
全国や県内の新規感染者数は、全体では減少傾向にあり、このところの町内での発症も、抑えられています。
希望する方々への、３回目のワクチン接種につきましては、５月２１日を以て集団接種を終了し、接種率は９０．９％となっております。

番外
野坂町長

国の方針を踏まえた、重症化予防を目的とした、4回目の接種につきましては、60歳以上の方と18歳以上の基礎疾患を有する方等を対象に、7月以降順次実施することとし、所要の経費を補正予算案として、今議会に提出しております。

また、先に国から示された、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に呼応した、生活支援に必要な経費を、補正予算案として、今議会に提出しております。

地方創生臨時交付金を活用して、国からの給付に、町として上乗せし支給することで、国内外の社会経済情勢の影響を受けた、物価高騰に直面している、低所得の子育て世帯や、ひとり親世帯の生活を支援してまいります。

同じく影響を受けている、事業者の負担軽減に資する支援につきましては、県による支援の枠組み等を勘案しながら検討してまいります。

町としましては、町民の皆様の命と生活や、町内事業者を守るため、引き続き、全国の感染状況等を注視しながら、国・県の措置や指導のもと、地域医療機関と緊密に連携し、感染拡大防止と社会経済活動の両立に、全力で取り組んでまいります。

々

次に、「治水対策の推進」について申し上げます。

県や、本町を含む江の川沿川の4市町も加わって、3月に策定された、国土交通省江の川流域治水推進室による「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」に、瀬尻・久料谷、谷地区の整備方針や方向性が盛り込まれました。

加えて、同月に策定された、県による「江の川水系下流支川域河川整備計画」には、矢谷川の整備が盛り込まれており、国・県による治水対策が加速化されるものと、大いに期待しております。

また、年明けに着手された、両地区での応急対策工事は、6月中旬に完了する予定です。

瀬尻・久料谷地区におきましては、5月30日に、浜田河川国道事務所とともに、水防災事業の準備工に関する地元説明会を開催しております。

また、再配置計画が概ね固まったことにより、6月下旬に、用地測量及び調査に関する地元説明会が開催される運びとなっております。

谷地区におきましては、6月10日に、国により、谷川橋付近の大型土のう締切訓練が行われます。

まちづくり構想が固まったことを踏まえ、意向調査に基づき、国・県が詳細設計に着手されており、今後、用地測量及び調査が行われる運びとなっております。

また、因原地区におきましては、国により、因原堤防のパイピング対策工事が行われる予定となっております。

このように、本町積年の課題でありました、両地区への治水対策に道筋がついてきたことから、今年度からは、川本堤防の完成堤防化を最優先事項に

番外
野坂町長

掲げた上で、5月下旬には、江の川下流域治水期成同盟会の構成員として、県選出国會議員、国土交通省、中国地方整備局及び浜田河川国道事務所、県會議員、県へ要望を行いました。

この間、5月16日には、現地視察のため来町されました、国土交通省水管理・国土保全局の治水課長に対して、本町が直面している様々な課題について説明し、対策を要請いたしました。

さらに、昨秋に引き続いて、指名されましたので、5月31日に開催された、政権与党たる自由民主党治水議員連盟の総会時に、気候変動に伴い頻発化してきている内水被害への早期の対策の必要性について、強く意見発表してまいりました。

今後も、地元協議会や関係者の皆様、国・県と緊密に連携し、全ての懸案事項への対策が、早期に着手され、さらには完成しますよう、全力で取り組んでまいります。

々

次に、「医療・介護・福祉サービスの強化」について申し上げます。

このたび、「第6次川本町総合計画」に掲げました重点プロジェクト「医療・介護・福祉サービスの強化」の推進計画として、先にとりまとめました「基本プラン」に基づき、加藤病院が抱えておられる施設面・立地面、とりわけ、設備面での喫緊の課題解決に向けて、老朽化している「すこやかセンターかわもと」エリアの町有地を提供することといたしました。

実現に向けて、関係法令上必要となる、県を通じた国への諸手続きが完了し、町条例の取り扱いも整い、残る必要な議案につきまして、今定例会中に提案させていただくこととしております。

こうした手はずとなりましたことから、今月下旬に、町による「基本プラン」、及び、このたびとりまとめられました、社会医療法人仁寿会による「地域総合ヘルスケアステーションかわもと新築移転計画」の内容について、両者が共催して、町民の皆様にご説明する機会を設けることといたしました。この機を捉え、官民の連携、団体自治と住民自治の融合による、本町ならではの、「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、このプロジェクトの具現化に注力してまいります。

令和3年度の予算執行は、5月31日をもって出納を閉鎖いたしましたので、決算見込額についてご報告申し上げます。

事業成果や決算数値など詳細につきましては、9月定例会において、あらためてご報告いたしますので、今回は決算見込額の概要についてご説明させていただきます。

々

はじめに、一般会計の決算見込みについてであります。歳入50億2,986万8千円に対しまして、歳出49億148万2千円となり、差引した形式収支が、1億2,838万6千円となっております。

この内、災害復旧事業等の翌年度への繰越財源、7,291万2千円を引

番外
野坂町長

いた、5, 547万4千円が、実質的な余剰金として、次年度への繰越金となると見込んでおります。

なお、令和3年度末の基金残高は24億820万2千円で、地方債残高は55億2, 253万5千円となる見込みです。

特別会計の決算見込みにつきましては、簡易水道特別会計で81万7千円、国民健康保険特別会計で87万8千円、後期高齢者医療特別会計で8万7千円の余剰金が見込まれております。

このほか、農業集落排水処理事業の特別会計では、歳入歳出差引はありません。

々
それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々
まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する動きについてであります。

々
はじめに、「公共交通の充実」について申し上げます。

今年度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、持続可能な公共交通の維持に向けた検討、並びに計画的な施策の展開等を目的として、川本町地域公共交通計画を策定することとしております。

今後、5月17日に、交通事業者や地域住民の他、各関係機関を交えて設立された、法定の「川本町地域公共交通協議会」において、多様な視点で検討を深めながら、計画を策定してまいります。

々
次に、「移住・交流の推進」について申し上げます。

「かわもと暮らし」への相談内容から、移住定住の推進を図るうえで、住環境の充実が重要な要素となっています。

このため、コロナ禍の影響で、やむを得ず2年間建設を休止しておりましたが、今年度、因原地区に定住促進住宅を2棟建設いたします。

今月上旬には設計監理業務を、今年度下期には工事を発注し、令和5年度に新たな移住者を受け入れられるよう、準備を進めてまいります。

また、新たに取り組む、民間事業者と連携した、空き家活用による定住促進賃貸住宅整備事業につきましては、現在、制度設計に着手しており、準備が整い次第、広く周知する予定としております。

々
次に、「国民健康保険事業」について申し上げます。

国保連の速報値によりますと、令和3年度の本町の一人当たりの医療費は、59万594円と、昨年度と比較して3.9%減少しております。

今年度から、人間ドックの助成対象を拡充しており、疾病予防対策を強化し、医療費の適正化に努めてまいります。

国が進める国保事務処理標準システムの導入につきましては、令和5年2

番外
野坂町長

月末の稼働開始に向けて、国保連・邑智郡総合事務組合と緊密に連携しながら、作業を進めてまいります。

々 次、「生活困窮者支援」について申し上げます。
住民税非課税世帯等への臨時特別給付金につきましては、これまでに548世帯へ支給しております。さらに、コロナ禍において、物価高騰等に直面する生活困窮者等に対し、給付金の未申請世帯への支援を行うこととしております。

々 つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する動きについてであります。

々 はじめに、「農業と農村の振興」について申し上げます。
令和4年産米の作付は、割当面積どおりの108ヘクタールで、昨年対比7ヘクタールの減少となるものと見込まれます。
品種につきましては、「コシヒカリ」が中心となっておりますが、特色のある農産物として奨励している「きぬむすめ」は、昨年対比約4%減の21ヘクタール、「つや姫」は、約126%増の9ヘクタールとなっております。昨年度から実施しております、三原3法人の広域連携によるドローンの共同防除は、今年度、新たに2名の方がオペレーターの講習を受講し、作業に従事する予定となっております。
また、多面的機能支払交付金事業に係る事務を一元化し、昨年度、広域化された協定には、今年度は、さらに1組織が加入され、町内11組織がまとまる広域連携となる予定です。

々 次、「担い手の確保」について申し上げます。
コロナ禍の影響で、新規就農者の確保が難しい中、今年度は、2名の若手が新規就農されており、1名は、地域おこし協力隊からエゴマによる自営農業、1名は畜産での事業承継です。
コロナ禍による情勢を見極めた上で、今後も、都市圏への就農フェア等へ参加するなど、新たな就農パッケージを立案し、担い手確保に努めてまいります。

々 次、「特産品の振興」について申し上げます。
戦略的ブランドであるエゴマの令和3年度の生産量は、昨年度と比較して約5%の減の3.9トン、作付面積は昨年度と同じく21ヘクタールでした。減少の原因としては、生産農家の高齢化、天候不良及び害虫被害が考えられます。
今後は、県の普及部やエゴマ生産者と連携して、害虫被害対策を実証し、生産量の増加を図ってまいります。

番外
野坂町長

また、昨年度から生産振興しております、ピーマンにつきまして、生産農家、栽培面積とも昨年度より増加しており、J A島根おおち地区本部と連携して推進してまいります。

生産農家からは、新たに特産品になりうる新規作物の栽培に取り組みたいとの声が寄せられており、鳥獣被害に強い作物の推奨も視野に入れ、支援してまいりたいと考えております。

々

次に、「林業の振興」について申し上げます。

このたび、自然保護活動に取り組んでおられる、川本町自然大好きネットワークが、公益社団法人島根県緑化推進委員会から、島根県緑化功労者として表彰されました。

平成16年から取り組まれてきた、谷戸地区に群生するイズモコバイモをはじめとする、希少植物の保護活動や、地元小・中学校を対象とした地域学習活動が、高く評価されたものであり、これからの、一層のご活躍を、ご期待申し上げます。

々

次に、「商工業の振興」について申し上げます。

5月末をもって任期満了を迎えた地域おこし協力隊員2名が、引き続き、本町を拠点に事業に取り組まれております。

また、昨年度まで地域活性化団体「かわもと暮らし」に所属し、地域資源活用コーディネーターとして観光振興に携わっていた隊員が、今年度から起業に向けた活動を開始されております。

今後も、地域おこし協力隊制度の活用をはじめ、起業・創業される方の支援、地域経済の活性化に資する事業を推進してまいります。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

5月7日に、旧J R三江線石見川本駅で開催された「レールバイク乗車体験」では、町内外から多くの方にお越しいただき楽しんでいただきました。このイベントは定着しつつありますが、引き続き、観光協会と連携し、観光資源の発掘や情報提供により、本町への誘客を図ってまいります。

また、郡内3町と各観光協会が構成する「江の川流域広域観光連携推進協議会」では、今年3月にホームページが開設され、新たな邑智郡の情報発信ツールとして活用されております。

協議会事務局は、引き続き本町観光協会が受け持ち、邑智郡エリアの地域資源を活用した魅力ある旅行商品を開発し、地域人材の育成や地域体験プログラムを提供してまいります。

々

次に、「誘致企業との連携」について申し上げます。

株式会社三協様に寄贈して頂いた河津桜は、3月に、町道三原古市線沿いを中心に、地元の方々の協力のもと植樹され、これまでに600本の苗木が

- 番外
野坂町長 植栽されております。
また、南佐木地区にある旧残土処理場を活用した、河津桜などの植栽による公園構想についても、現在、地元自治会等との協議を進めているところです。
- 々 つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する動きについてであります。
- 々 はじめに、「学校教育」について申し上げます。
4月11日に、小・中学校の入学式が行われ、小学校28人、中学校17人の新入生を迎えました。これにより、今年度の児童生徒数は、小学校が8学級127人、中学校が5学級57人となりました。
児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことができるよう、教育振興に努めてまいります。
4月19日には「全国学力・学習状況調査」が実施され、小学校6年生と中学校3年生が参加しました。
今年度もこの結果と傾向を分析し、一層の学力育成に向けて取り組んでまいります。
- 々 次に、「外国青年招致事業」について申し上げます。
中学校ALTとして、3年7ヶ月勤務されたエティエン・フェンターさんが、3月末をもって退任されました。
後任として、5月16日にアメリカ出身のメロディ・モンパーさんが着任され、中学校での勤務を開始しています。
小学校ALTとして5年目のフローレス・ジョバンニ・アンドレスさんとともに、子ども達への外国語指導や国際理解の分野において、活躍を期待しております。
- 々 次に、「教育環境の整備」について申し上げます。
今年度実施予定の学校施設改修のうち、避難所運営に対応する体育館トイレ等の改修工事は、小・中学校ともに9月末を工期として発注しております。
また、昨年度実施した小・中学校校舎の長寿命化調査に基づき、安全面で緊急性のある箇所や、設備の機能低下に繋がる箇所を優先的に、順次改修する予定としております。
8月末を工期として、発注した小学校校庭の復旧工事につきましては、1日も早く復旧できるよう、受注者と協議しながら進めてまいります。
- 々 次に、「ふるさと教育」について申し上げます。
昨年度、ふるさとへの愛着と誇りを実感し、町の歴史や自然、文化財などを学び直すきっかけとなることを期待して製作した「ふるさとカルタ」は、

番外
野坂町長

公民館や学校、保育所、福祉施設などに配付いたしました。
幅広い世代に親しまれるふるさと教材として、活用してまいります。

々 次、「公民館活動」について申し上げます。
「かわもとぼかぼか親子プロジェクト」として、4月17日に「たけのこ掘り」を、5月21日に「そば打ち体験」を実施したところ、延べ16組の親子にご参加をいただきました。

こうした活動に、中学生や高校生がボランティアとして参加する姿が、当たり前のように見られるようになり、今後も、地域とのヨコの繋がりと異世代のタテの繋がりが更に深まるよう、活動を継続してまいります。

々 次、「スポーツ振興」について申し上げます。
5月22日に、今年度1回目となる「春夏秋冬(しき)を楽しむかわもとウォーキング」を、ふれあい公園笹遊里周辺で開催しました。

コロナ禍の影響により、3年ぶりの開催となりましたが、約50人の参加があり、緑が眩しい自然の中を、それぞれのペースで楽しめました。

々 次、「文化振興」について申し上げます。
5月29日に、悠邑ふるさと会館で、2回目となる「NHKのだ自慢」が、松江放送局開局90周年を記念して、開催されました。

新緑の季節の最中、町内外から180組の予選を勝ち抜き、本選に出場された18組の歌声が、放送を通じて、全国にこだましました。

これを機に、ポストコロナを見据え、少しずつ日常を取り戻して行くことができれば、と願っております。

々 次、「島根中央高校の魅力化支援」について申し上げます。
4月8日に始業式、11日に入学式が行われ、新年度がスタートしました。今年度は、県内からの入学者が大きく増加し、昨年度から29名増の89名が入学され、生徒総数は215名となりました。

また、今年度は、一人ひとりにあった学習環境で、進路を実現する為のコース再編や、地域と連携した部活動の充実等の、新たな取り組みも進められており、引き続き、「教育創生コンソーシアム島根中央」を中心として、支援してまいります。

々 つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、「防災・減災」について申し上げます。

出水期を控え、5月15日には、町民の皆様と役場職員が合同で、受付時の検温・体調確認などの感染症対策の留意点や、間仕切りなどの資器材の設

番外
野坂町長

置方法などについて確認する、避難所の運営訓練を実施しました。

また、6月5日には、2自治会の方が、避難場所への経路と避難者の確認や、救急救命などの、防災訓練を実施しました。

6月12日には、三原地域の2自治会で、土砂災害を想定した、避難訓練を行う予定としており、皆様とともに、災害への備えに万全を期してまいります。

々 次に、「インフラ整備・環境対策の推進」について申し上げます。

今年度、将来に向けて計画的かつ安定的な住環境整備を図ることを目的に、本町の住環境整備計画のマスタープランとなる「住生活基本計画」を策定することとしており、今月下旬に業務発注をいたします。

々 次に、「道路整備」について申し上げます。

町道事業では、田原絵堂線改良ルートについて、地元説明会を終え、地権者等の了解も得ておりますので、今年度内には用地協議を行い、改良工事を着工する予定としております。

災害対策事業では、引き続き、三島三谷線落石対策工事を行います。

県道事業では、主要地方道川本波多線、川本工区について、詳細測量設計が発注される予定となっております。

々 次に、「簡易水道」について申し上げます。

田原水源地の取水施設工事、笹畑浄水場配管取替工事を発注しております。

々 次に、「環境衛生」について申し上げます。

昨年度の邑智クリーンセンターへのごみのうち、本町分は、全体の24.2%を占める1,204トン、前年度比90トン増となりました。特に、可燃ごみが50トン増えていることから、減量化や分別リサイクルの推進に向け、啓発などの取り組みを強化してまいります。

々 つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。

々 はじめに、「ふるさと納税」について申し上げます。

令和3年度のふるさと納税の実績は、通常寄附が、前年度対比789万円増の2,904万8千円、令和3年8月豪雨に対する災害寄附が、50万3千円、防災プロジェクト実施に対する、ガバメントクラウドファンディングによる寄附が、107万7千円、総額で、3,000万円を超える寄附金額となりました。

これら貴重なご寄附は、各種事業へと活用させていただき、また、更なるご寄附を賜りますよう、本町ならではの魅力向上に努めてまいります。

番外湯浅総務財政課長

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。
以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

次に、日程第6、「議案第35号」について説明を求めます。
番外高良町民生活課長。

番外高良町民生活課長

それでは、「議案第35号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

改正の内容は、説明資料3ページをご覧いただきたいと思ひます。

1、改正の理由ですが、所得税法の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布されました。この法令改正では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定に基づく、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例中で引用している、上位法令にあたります租税特別措置法、同法施行令の規定について、項ずれ等が生じているため、当該条例の一部を改正するものであります。

2、改正の概要ですが、(1) 所得税法の一部改正による引用箇所の改正が2ヶ所。(2) 租税特別措置法施行令等の一部改正による、引用箇所の改正が1ヶ所あります。

なお、この条例改正により、課税免除の要件など条例の内容についての変更はございません。

施行期日は公布の日からといたします。

以上でございます。

議 長

次に、日程第7、「議案第36号」について説明を求めます。
番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長

「議案第36号、川本町子育てサポートセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明をいたします。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

子育てサポートセンターは、現在、すこやかセンター内に設置しておりますが、この建物は、今後、解体が予定されていることから、本条例において、移転先の地番に改めるものです。

移転先は川本小学校敷地内で、改正後の地番は「426番地」となります。7月19日から移転先での事業を開始し、7月末までには完全に移行する予定としていることから、条例の施行日は8月1日といたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

次に、日程第8、「議案第37号」について説明を求めます。
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長

「議案第37号、令和4年度川本町一般会計補正予算（第1号）」について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,882千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,448,056千円とするものです。

補正の内容につきましては、資料の20ページをご覧ください。

総務費では、歳出でございますが、総務費では、コミュニティ助成事業補助金として自治会への補助1,300千円。移住・定住・交流促進事業は、大学生の川本町へのインターンを受けるための事業費940千円。

3款、民生費では、子育て世帯生活支援特別給付金事業は、コロナ禍における生活支援緊急対策としての給付金7,320千円。また、住民税非課税世帯への給付金事業に対応するためのシステム改修費3,300千円などとなっております。

(4款)衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費5,762千円。

9款、消防費では、谷地区治水事業の応急対策に伴う内水対策について、県の詳細が確定したことによる事業費の増989千円。

10款、教育費では、すこやかセンター閉鎖に伴う、エアコンの小中学校への移設、1,221千円などとなっております。

上の表の歳入でございます。

(14款)国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、子育て世帯などへの給付金や、関連するシステム改修費の負担金、給付金等の補助すべて10分の10で、計16,382千円。

18款、繰入金では、今回の補正の財源不足調整として、財政調整基金10,200千円の繰入を予定しております。

20款、諸収入では、移住・定住・交流推進支援補助金、コミュニティ助成事業補助金で、計3,300千円となっております。

次のページをご覧ください。

基金の状況ですが、先ほど説明しました基金の補正を反映させた基金の状況を挙げておりますが、年度末の基金残高は総額で2,068,498千円と見込んでおります。

次のページ以降は、今回の補正のうち主要事業について資料を添付しております。

まず、22ページの移住・定住・交流促進事業費です。

これは、地域活動に関心のある大学生のインターンを受け入れ、関係人口拡大や、将来的なUIターンの促進を目的とするものです。

概要は、一般社団法人地域活性化センターの助成金を活用し、大学生インターン募集のためのPRや、実際の受け入れのための調整など。また、学生のインターン中の各活動サポートや、滞在費の支援と体験プログラムを実施いたします。補正予算額は2,000千円で、全額助成金を受けて実施いた

番外湯浅総務財政課長

します。

次のページをお願いいたします。

子育て世帯生活支援特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰などの影響を受ける、低所得子育て世帯へ給付金による支援を行うものです。

今回は、国の制度による給付金が、対象者につき5万円のところ新型コロナウイルス地方創生交付金を活用し、町独自に5万円を上乗せし10万円を支給します。

対象は、低所得者のひとり親世帯、住民税非課税の子育て世帯です。

事業費は、国、町合わせて7,320千円と見込んでおります。

次のページ、24ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ウイルス感染の場合の重症化予防を目的に、4回目接種を実施するものです。

3回目から5ヶ月経過した60歳以上と18歳以上の基礎疾患を有する方を対象に実施いたします。

事業費は5,762千円で、全額国の負担及び補助を受けて実施いたします。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長

次に、日程第9、「議案第38号」について説明を求めます。

番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長

「議案第38号、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」について説明させていただきます。

歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,186千円を減額し、歳入歳出の総額を498,286千円とするものです。

6ページの資料でご説明いたします。

今回の補正予算の内容は、定期人事異動に伴う人件費に関する補正で、歳出については、総務費の人件費関連について1,186千円を減額し、同額を歳入の一般会計繰入金から減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

次に、日程第10、「議案第39号」について説明を求めます。

番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長

「議案第39号、専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるとでございます。

専決処分の事項は、令和3年度川本町一般会計補正予算(第11号)で、

番外湯浅総
務財政課長

専決処分の日付は、令和4年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,766千円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ5,107,711千円とするもので、各事業費の確定や交付金や補助金の確定等に伴う予算の補正でございます。

資料の34ページをご覧ください。

まず、歳出でございます。2款、総務費では、減債基金積立109,000千円。公共施設等総合管理基金（積立金）84,000千円。ふるさと思いやり基金積立金15,488千円の積立を行います。その他、実績に応じた事業費の減額を計上しております。

3款、民生費以降の科目につきましても主に実績に応じた減額の計上となっております。

6款、農林水産業費では、森林環境整備基金は、実績に応じた事業の減額に伴い、基金積立を増額しております。

7款、商工費以降の科目につきましても、実績に応じた減額でございます。

次に、一つ前の33ページに戻っていただきまして、歳入をご覧ください。

1款、町税につきましては、実績により6,752千円の増額を計上しております。

(2款) 地方譲与税2,453千円の増額から、10款、地方交付税、112,437千円の増額までは、それぞれ交付決定に伴う補正でございます。

12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料は、それぞれ利用実績などにより補正を計上しております。

14款、国庫支出金及び15款、県支出金は、事業実績に伴う補助金の確定による補正の計上をしております。

17款、寄附金も、ふるさと納税の実績による補正を計上しております。

18款、繰入金につきましても、事業費確定による基金繰入の補正を計上しております。

20款、諸収入には、令和3年7月から8月にかけての災害などの災害共済金1,897千円の増額のほか、実績に伴う補正を計上しております。

21款、町債につきましては、事業費の確定による93,100千円の減額を計上しております。

35ページをご覧ください。

第2表、地方債の補正につきましては、各事業費の確定や起債の許可額の確定等に伴う補正額をそれぞれ事業ごとに計上し、内訳として起債の種類と事業名ごとの額を上げております。

下の表の基金の状況をご覧ください。

今回の補正予算に係る基金の積立と、取り崩しをそれぞれ基金ごとに計上しております。その結果、年度末の基金残高は、総額が前年度末と比較して、165,557千円増額し、2,408,202千円となっております。

番外湯浅総務財政課長
議 長

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いたします。

次に、日程第11、「議案第40号」について説明を求めます。
番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長

「議案第40号、専決処分の承認を求めることについて」説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

専決処分の事項は、令和3年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)で、専決処分年月日は、令和4年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ387千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ144,187千円とするものです。

6ページに説明資料をつけておりますので、そちらをご覧ください。

令和3年度最終補正となりますが、決算見込み額に伴い、所要の補正をするものです。

歳入の表をご覧ください。

療養給付費負担金につきまして、事務費繰入金から返還金に組み替えをしております。

1款の普通徴収保険料現年度分に357千円を追加し、同額を歳出の2款広域連合納付金に計上しております。

また、6款、諸収入に広報委託料として30千円を追加し、同額を歳出1款の一般管理費に計上しております。

以上でございます。ご承認のほどよろしくお願いたします。

議 長

次に、日程第12、「議案第41号」から、日程第15、「議案第44号」について説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長

「議案第41号、専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分の事項は、令和3年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)、専決処分年月日は、令和4年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ13,156千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ191,580千円とするものでございます。

資料の11ページをご覧ください。

まず、歳出におきましては、事業費の確定による減額でございます。

番外伊藤地
域整備課長

主なものとしましては、水道費委託料の12,063千円の減額は、事業費確定に伴う減額でございます。

1ページを戻っていただき、資料10ページをご覧ください。

歳入につきましても同様に、事業費の確定による減額でございます。

13款、繰入金5,616千円の減。

16款、町債7,300千円の減は、いずれも事業費確定に伴う減額でございます。

以上、ご承認のほどよろしく願いをいたします。

々

次に、「議案第42号、専決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、令和3年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、専決処分年月日は、令和4年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,738千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63,696千円とするものでございます。

資料の9ページをご覧ください。

まず、歳出におきましては、事業費の確定による減額でございます。

主なものとしましては、下水道事業費、委託料の4,620千円の減額は、事業費確定に伴う減額でございます。

1ページ戻り、資料8ページをご覧ください。

歳入につきましても同様に、事業費の確定による減額でございます。

5款、繰入金893千円の減。

7款、町債4,100千円の減は、いずれも事業費確定に伴う減額でございます。

10款、分担金及び負担金、250千円の増は、1件、新規加入があったことによる増額でございます。

以上、ご承認のほどよろしく願いをいたします。

々

次に、「議案第43号、工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

本議案は、令和4年5月26日指名競争入札に付した令和3年度明許繰越、社会資本整備総合交付金事業（災害防除）町道三島三谷線工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の金額は、79,200,000円。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木282番地1。

株式会社 オーサン、代表取締役 甚田 尚氏でございます。

番外伊藤地域整備課長

工事内容につきましては、昨年度行った三島玉繰地内の落石対策工事の続きであり、工事延長130メートル、ロックネット工を施工するものであり、工期については、令和5年3月31日としております。

以上、ご承認のほどよろしく願いをいたします。

々

次に、「議案第44号、工事請負変更契約の締結について」ご説明いたします。

本議案は、令和3年11月26日契約に係る令和3年災害査定1499号、町道三島三谷線道路災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、請負契約額の変更です。

現契約額は50,600,000円。

変更後の額は、51,929,900円。

差し引き、1,329,900円の増額です。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木548番地。

平成建設有限会社 代表取締役 坂根秀彦氏でございます。

次のページをご覧ください。

変更理由につきましては、推定地山線と、実際の地山線が、深い位置地にあったことによる掘削土量の増加によるものでございます。

以上、ご承認のほどよろしく願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

続いて、報告事項の説明を求めます。

日程第16、「報告第4号」について説明を求めます。

番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長

「報告第4号、令和3年度川本町一般会計予算繰越について」報告いたします。

これは、令和3年度川本町一般会計予算の繰越明許費について、別紙のとおり、翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

令和3年度予算のうち、翌年度に繰り越した明許繰越は計算書のとおりで、繰越事業は23事業、繰越額合計は452,707,000円です。

繰越事業の中には、当初予算で計上していたもの、或いは、年度の途中で事業の必要性によるものなど、或いは災害によるもの、またコロナ対策事業により、国の制度などにより補正したものなどがございます。

番外湯浅総務財政課長

主なものでは、2款、総務費では、転入・転出手続ワンストップ化システム改修事業は、国の補正により令和3年度予算化し全額繰越するものです。

3款、民生費では、国のコロナ対策関連による低所得者支援の補正をしたもので、事業の完了が確定しないため、繰り越しするものです。

6款、農林水産業費では、農地耕作条件改善事業及び、8款、土木費の道路橋梁費の事業も工事の年度完了が見込めないため、繰り越しするものです。

同じく住宅費では、工事の一部資材の調達が遅れたため、繰り越しをするものです。

10款、教育費では、学校保健特別対策事業は、国の追加交付があったため補正しましたが事業が完了しないため。同じく運動公園感染症予防対策事業は、当初の県計画を変更したため、年度内の完了が見込めないためであります。

11款、災害復旧費では、昨年の豪雨災害等によるもので、年度内完了が見込めないため、繰り越しをするものです。

以上でございます。

議長

次に、日程第17、「報告第5号」について説明を求めます。
番外高良町民生活課長。

番外高良町民生活課長

「報告第5号、令和3年度美郷町・川本町斎場決算及び令和4年度予算について」報告いたします。

次の、1ページをご覧ください。

1. 斎場の設置管理につきましては、条例及び運営協議会規約に基づき行っております。

5月23日に協議会が開催され、決算及び予算が承認されましたので、その概要を報告いたします。

令和3年度の火葬実施状況ですが、2の表のとおりで、川本58件、美郷67件、計125件。本町は前年度に比べ12件の減となっております。

なお、美郷町につきましては、主に旧邑智町の方が、この斎場を使用しておられます。

続いて、2ページには、供用開始以後の年度別の実績を記載しております。

続いて、3ページをご覧ください。

令和3年度の決算でございます。

左上ですが、本町の負担金実績は、6,969,648円となり、前年度決算に比べ、負担金ベースでは約570,000円の減となっております。

本町は、この負担金を一般会計に予算計上して、美郷町からの請求に基づき支出をしております。

続いて、4ページをご覧ください。

近年の主な修繕状況を記載しております。

続いて、5ページには、令和4年度の予算を計上しております。

番外高良町
民生活課長 一番下、歳出の総額は16,952,000円、前年度に比べ2,590,000円の増で、主な要因は修繕費の増によるものです。
これに対し、歳入は、自動販売機設置料の収入を引いた額を2町で負担し、本町の負担額は8,467,000円となっております。
修繕の内容につきましては、最終6ページをご覧ください。
中ほど、修繕費のところですが、吸排気設備の修繕として、経年劣化により、排気ファンと燃焼空気ブロワを更新いたします。
報告は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、報告事項の説明を終わります。

々 ところで本会議を閉じ、全員協議会に切り換えます。
全体審議、質疑を行います。 (午前10時52分)

々 「議案第34号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

々 質疑はありませんか。ありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第35号、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

々 質疑はありませんか。5番木村議員。

5番
木村議員 改正の概要についてですね、改正前12条から3項から4項。それから、第45条の2項から、同じく3項というふうになります。説明がありましたが、3項が4項になったもの、3項はとかそのもとの2項はどういうことになるのでしょうか。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町
民生活課長 ただいまのご質問は、それぞれの上位法令に何が定めてあるかというご質問で、よろしいでしょうか、はい。いずれもですねこれが今回の改正の部分については、例えばその対象地区が過疎地域であるということですか、対象となる業種、こういったものがあります。それから、対象となる設備は、こういったものがありますということが幅広く規定されております。

議 長 よろしいですか。

- 議 長 (「・・・・」)
他ありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第36号、川本町子育てサポートセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第37号、令和4年度川本町一般会計補正予算(第1号)」について質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。5番木村議員。
- 5番 歳出の10款の教育費の関係で、すこやかセンター閉鎖に伴うエアコンの
木村議員 移設って小学校・中学校というふうに記載してありますが、各々どのような
教室、どのようなところに移設がされて何台とか、そういうのは、お願いいた
します。それが今まで、かなり設置されたと思ってんですけど、まだ設置
されてないところだと思うんですけど、そこも併せて。
- 議 長 番外坂根教育課長。
- 番外坂根教 はい。すこやかセンターの閉鎖に伴いまして、不要となりますエアコンを、
育課長 小学校の方には調理室に1台設置をさせていただこうと思っております。
中学校の方には、教職員の休憩室、以前は宿直室として使われておりました
ところですが、ここに1台。それから理科室の方に1台、理科室は第1理科
室、第2理科室とありまして、第1理科室の方には、すでに設置がされてお
りますが、第2の方にはまだ設置がされておりました。以前より学校
から要望がありましたが、財政的な理由により設置が今まで叶わなかったと
ころについて、この機会に移設をさせていただこうと思うものでございます。
- 議 長 よろしいですか。
(「はい」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第38号、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第1号)」について質疑を行います。

議 長 質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第39号、専決処分の承認を求めることについて《令和3年度川本町一般会計補正予算(第11号)》」について質疑を行います。

々 質疑はありませんか。よろしいですか。
 質疑なしと認めます。質疑をはい。3番圓山議員。

3番 圓山議員 以前にも、ちょっと質問したんですけども、事業費が賄われてなくて、三角三角で計上されているんですけども、数字の面ではそういうふうに、事業費が余ったような形になってるんですけども、それは目に見えた面で、余ってるんですけども、実際町民の皆さんに支援とか援助は十分にできていたものでしょうか。ちょっとそれをお伺いしたいと思います。

々 番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 今回の補正11号ですが、最終的な予算の残を計上しておりますが、ご指摘のとおり中にはですね、当初計画していた、例えば事業ですとか町内の関係する町民さんですとか企業に対する補助、そういったことがですね当初の予測よりも若干ニーズが少なかったとかいうこともあろうかと思いました。そこら辺のですね、アプローチが足らなかったということもあったかもわかりません。それとあとあれですね工事の入札による減など、そういったものが、こういった金額として上がっているという状況でございます。先ほど言われましたように、今後もですね、予算計上した住民さんに対するものなど、各課の方でしっかりと、PR、支援をしていくようにさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 他ありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第40号、専決処分の承認を求めることについて《令和3年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)》」について質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
 (「ありません」の声あり)
 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

- 議 長 次に、「議案第41号、専決処分の承認を求めることについて《令和3年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）》」について質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第42号、専決処分の承認を求めることについて《令和3年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第1号）》」について質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第43号、工事請負契約の締結について」、質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「議案第44号、工事請負変更契約の締結について」質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 続いて、「報告第4号、令和3年度川本町一般会計予算繰越の報告について」質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 次に、「報告第5号、令和3年度美郷町・川本町斎場決算及び令和4年度予算について」質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長	以上をもって、全体審議、質疑を終了いたします。
々	以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。 (午前11時02分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員